

東松山都市計画土地区画整理事業の変更（東松山市決定）

都市計画諏訪下土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	諏訪下土地区画整理事業	
面 積	約 5. 1 h a	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	区画道路（幅員 6 ～ 9 メートル）を土地利用計画に合わせて適宜配置する。
	公園及び緑地	公園は区域面積の 3 % 以上を確保し、2 カ所配置する。
	その他の公共施設	供給施設については、東松山市の上下水道計画に基づき同時に整備をする。
宅地の整備		工業・流通施設の利便を増進するように整備する。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

当地区は都心から約 5 0 km 圏にあり、東武東上線東松山駅の北東約 1. 5 k m、関越自動車道東松山インターチェンジの北東約 3. 1 k m に位置し、一般国道 4 0 7 号に隣接するなど交通利便性に優れている地区である。

また、当地区は「第六次東松山市総合計画」及び「東松山市都市計画マスタープラン」において産業の拠点に位置づけられており、周辺環境との調和や水害などの災害を考慮した上で、交通利便性の高さを生かし、工業施設や流通業務施設などの立地を誘導する地域としている。

土地区画整理事業により道路及び公園などの公共施設を整備改善するとともに、良好な産業団地の創出を図るため、土地区画整理事業区域約 5. 1 ha を都市計画決定するものである。

都市計画を定める区域

東松山市大字松山字諏訪下及び字岩花の各一部